

最新判決情報

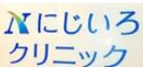

2024 年

[10 月裁判所 HP 公開分]


●京都高麗人参事件

知財高裁 令和 6 年 8 月 29 日		
令和 6(行ケ)10027 審決取消請求事件		
当事者	原告:ペン(株) 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標の構成文字の語義に加え、農作物、薬用作物、高麗人参及びサプリメント又は健康食品に係る取引の実情を踏まえると、本願商標の「京都高麗人参」は「京都産の高麗人参」の意味合いを容易に理解させ、自他役務の識別標識として機能し得ない、などとして本願商標は、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標と判断された。
対象商標	本願商標 「京都高麗人参」(標準文字)  第 35 類「高麗人参を含有するサプリメントの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」ほか	コメント: 判断に至る事実認定は比較的細くなされている。
結論	識別力なし(商標法 3 条 1 項 6 号)	



●にじいろクリニック事件

東京地裁 令和 6 年 5 月 22 日		
令和 5(ワ)70130 商標権侵害損害賠償等請求事件		
当事者	原告:X 被告:Y	判決要旨: 原告商標と被告各標章を類似するとした上で、虹色は LGBT のイメージカラーとされているから、LGBT の患者を対象とするクリニックにおいて原告商標を使用することは患者獲得に貢献し得るなどとして、LGBT の患者を顧客に含む被告クリニックによる原告商標の使用料率は 4%とされ、商標権の取得維持費用とともに、損害賠償請求が認められた(原告・被告はいずれも性病クリニックを運営)。
対象商標	原告商標 「にじいろクリニック」(標準文字) 第 44 類  被告標章 1. にじいろクリニック新橋 2. にじいろクリニック 3.  4. 	コメント: 役務との関係で、構成文字からその商標に顧客吸引力などを認め、使用料率が判断されている点は興味深い。 なお、被告は先使用の抗弁、無効の抗弁、損害不発生抗弁などをおこなったが認められなかった。
結論	侵害(商標法 38 条 3 項・5 項等)	

●TRIPP TRAPP 子供用椅子事件

知財高裁 令和 6 年 9 月 25 日		
令和 5(ネ)10111 不正競争行為差止等請求控訴事件 (原審: 令和 3(ワ)31529)		
当事者	控訴人: ヒーター・オブ・スウィック・エイエス ストック・エイエス 被控訴人: (株)Noz	判決要旨: 原告製品は、左右一対の側木(2 本脚)に座面板・足置板が固定された形態(特徴①)、斜めに立ち上がった側木と脚木の略 L 字型の形態(特徴②)、側木の内側の溝に座面板・足置板をはめ込み固定する形態(特徴③)を基本とする顕著な特徴において、被告各製品が販売されるようになった遅くとも平成 27 年 8 月 10 日時点で周知となっていたと認められた。一方、被告各製品は、側木の内側に溝が形成されておらず、側木の後方部分に固定部材と結合してネジ止めするための円形状の穴が多数形成されるなど、原告製品の特徴③を備えていないとして、両者の形態は類似するとは認めることはできないと判断された。
対象製品	原告製品  被告製品 	コメント: 当然ながら、判決文の中ではより細かく両者製品の特徴が検討されている。また、著作権侵害も主張されたが、原告製品は椅子の創作的表現として美感を起させるものではあっても、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分を有するということができないなどとされ、著作権侵害も否定された。
結論	非侵害(不競法 2 条 1 項 1 号等)	

●テント・タープ用ペグ形態事件

東京地裁 令和 6 年 7 月 5 日		
令和 2(ワ)28384 不正競争行為差止等請求事件		
当事者	原告: (株)スノーピーク 被告: (株)山谷産業	判決要旨: 原告商品の形態については、原告意匠権が存在していたところ、当該形態が商品等表示に当たるというためには、原告意匠権に基づく独占状態の影響が払拭された後に、新たに出所表示として特別顕著かつ周知となる必要があることがまず示された。 その上で、原告意匠権に基づく原告商品の形態に係る独占状態の影響が払拭されたといえる令和元年以降、原告商品の形態的特徴の大半を備えた同種商品が被告商品を含め複数種類流通していたことなどを理由に、原告商品の形態は顕著な特徴を有しているとは認められず、また周知とも認められないとして、請求が棄却された。
対象商標	原告商品外観  被告商品外観 	コメント: さらなる前提として、意匠権に基づく独占状態から獲得、維持された特別顕著性及び周知性のみを根拠として原告商品の形態につき不競法上の商品等表示としての保護を認めることは、結局、意匠権の存続期間満了後も第三者による意匠の利用を妨げ、事業者間の公正な競争等を確保し、国民経済の健全な発展に寄与するという不競法の目的に反することになる、ということが述べられている。
結論	非侵害(不競法 2 条 1 項 1 号)	